

説 明 資 料

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を
あてはめる地域の見直しについて

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の見直しについて

1 経緯等

県では新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定（以下「類型指定」という。）を「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定」（昭和 52 年岡山県告示第 338 号。以下「県告示」という。）で定めているが、長期間が経過し住宅地の増減など土地利用状況の変化等が生じている。

また、一部の地域で「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成 13 年環大企第 2 号。以下「処理基準」という。）に準拠していない類型が明らかになったことから、令和 2 年に環境省から各都道府県に対して、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域（以下「用途地域」という。）に対応した類型指定の徹底などの処理基準に準拠した適切な類型指定を行うよう通知があった。

これらの状況を鑑み、本年度、用途地域の変更、衛星画像等による土地利用状況などの確認、新幹線鉄道沿線の各市町等からの意見聴取などを実施し、現状に即した類型指定の見直しを行うものである。

2 環境基準

(1) 騒音に係る環境基準

環境基準とは、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項に「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と規定されており、行政上の目標として定められているものである（規制基準とは性格が異なるもの）。

騒音に係る環境基準は、一般環境における騒音、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音の 3 つが設定されている。

(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年環境庁告示第 46 号。以下「環境庁告示」という。）により地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとされている。

地域の類型		基準値
I	主として住居の用に供される地域	70 デシベル以下
II	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域	75 デシベル以下

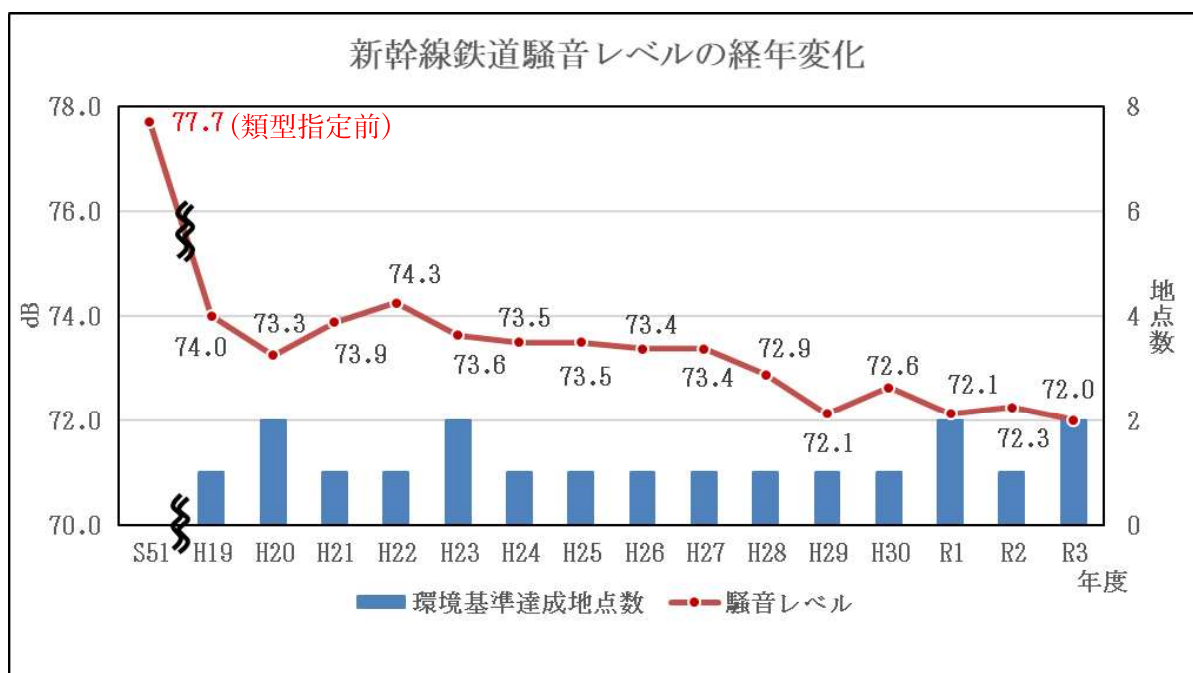
各類型をあてはめる地域は、環境基本法第 16 条第 2 項の規定により都道府県知事が指定することとされている（法定受託事務であることから、処理基準に基づき実施）。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の監視測定

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況について」（昭和 60 年環大企第 661 号。以下「達成状況通知」という。）等に基づき、岡山市、倉敷市等と協力し、新幹線鉄道騒音の測定を実施している。

新幹線の速度上昇（最高速度 210km/h→300km/h）などの影響もあり、環境基準を達成している地点は、8 地点のうち数地点であるが、類型指定前と比較して、騒音レベルは大きく低減している。

県等は、毎年、鉄道事業者に対して、測定結果の通知及び対策の要請を行っており、鉄道事業者はレール削正、防音壁の改良等の対策を講じている。



※ 1 測定を実施した全 8 地点（類型指定前の昭和 51 年のみ 10 地点）の騒音レベルの平均値（算術平均）

※ 2 測定方法は環境庁告示に準拠し、新幹線鉄道軌道中心線から 25m 地点で実施

※ 3 測定地点は、類型Ⅰ又はⅡのあてはめ地域内で、県又は沿線自治体を選定

※ 4 環境基準は、小数第一位の桁を四捨五入し、基準値（類型Ⅰ：70dB、類型Ⅱ：75dB）以下で達成

〈参考①〉環境基本法（抜粋）

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

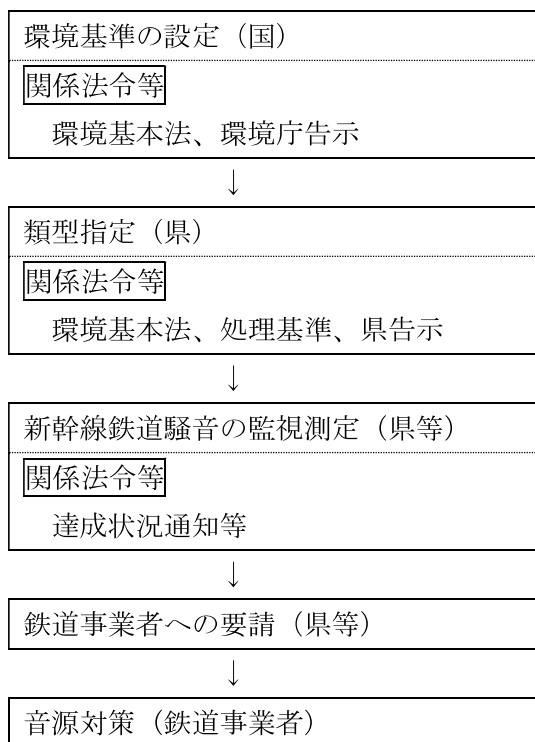
2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

- イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）
 の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長
 ロ イに掲げる地域以外の地域または水域 その地域または水域が属する都道府県の知事

〈参考②〉体系図



〈参考③〉山陽新幹線の沿革

年	内容
昭和 47 (1972) 年	山陽新幹線（新大阪～岡山間）開業
昭和 50 (1975) 年	山陽新幹線（岡山～博多間）開業
平成 5 (1993) 年	「のぞみ」運行開始
平成 9 (1997) 年	「500 系のぞみ」運行開始
平成 11 (1999) 年	「700 系のぞみ」運行開始
平成 13 (2001) 年	「700 系・300 系ひかり」運行開始
平成 23 (2011) 年	「さくら・みずほ」運行開始
平成 25 (2013) 年	「N700A 系」運行開始

（出典：データでみる JR 西日本 2022 (<https://www.westjr.co.jp/company/info/issue/data/>) から作成）

(4) 処理基準

処理基準において、環境基準に係る類型をあてはめる地域は「新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要がある地域」とされており、次の表のとおりである。

	類型をあてはめる地域		類型をあてはめない地域
	類型Ⅰ（70dB 以下）	類型Ⅱ（75dB 以下）	
用途地域が定められている地域	①一低、②二低 ③一中高、④二中高 ⑤一住、⑥二住、⑦準住 ⑧田園	⑨近商、⑩商業 ⑪準工、⑫工業	⑬工専
用途地域が定められていない地域	①～⑧に相当する地域	⑨～⑫に相当する地域	⑬に相当する地域、居住者のいない地域（山林、農用地等）

※①～⑬の用途地域の詳細については、7 ページの資料を参照

（出典：国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/common/000234474.pdf>）

3 類型指定の見直し（案）

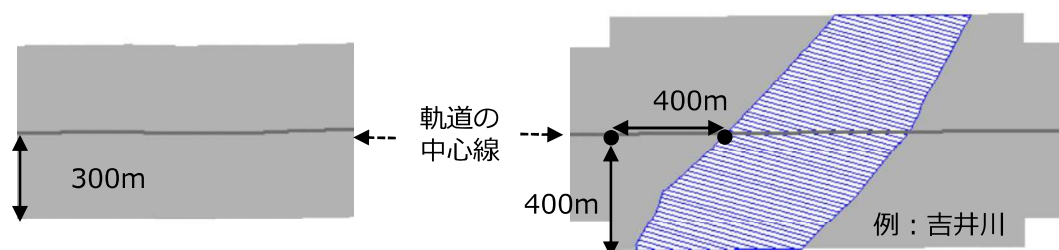
(1) 概要

衛星画像等により現状を確認したところ、現行からの大幅な見直しは必要ないが、長期間の経過による土地利用状況の変化等に対応するものである。

(2) 類型をあてはめる地域の範囲（変更なし）

昭和 52 年の類型指定時に、山陽新幹線沿線の各府県が定める範囲等を踏まえ設定したものであり、いずれの府県も変更されていないことから、現行を維持する。

現行
新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ 300m（橋りょうに係る部分は 400m）以内の地域



(3)内容

(2)の範囲の中で処理基準に基づき見直しを行うものであり、主な内容は次のとおりである。(詳細は9ページの図で例示)

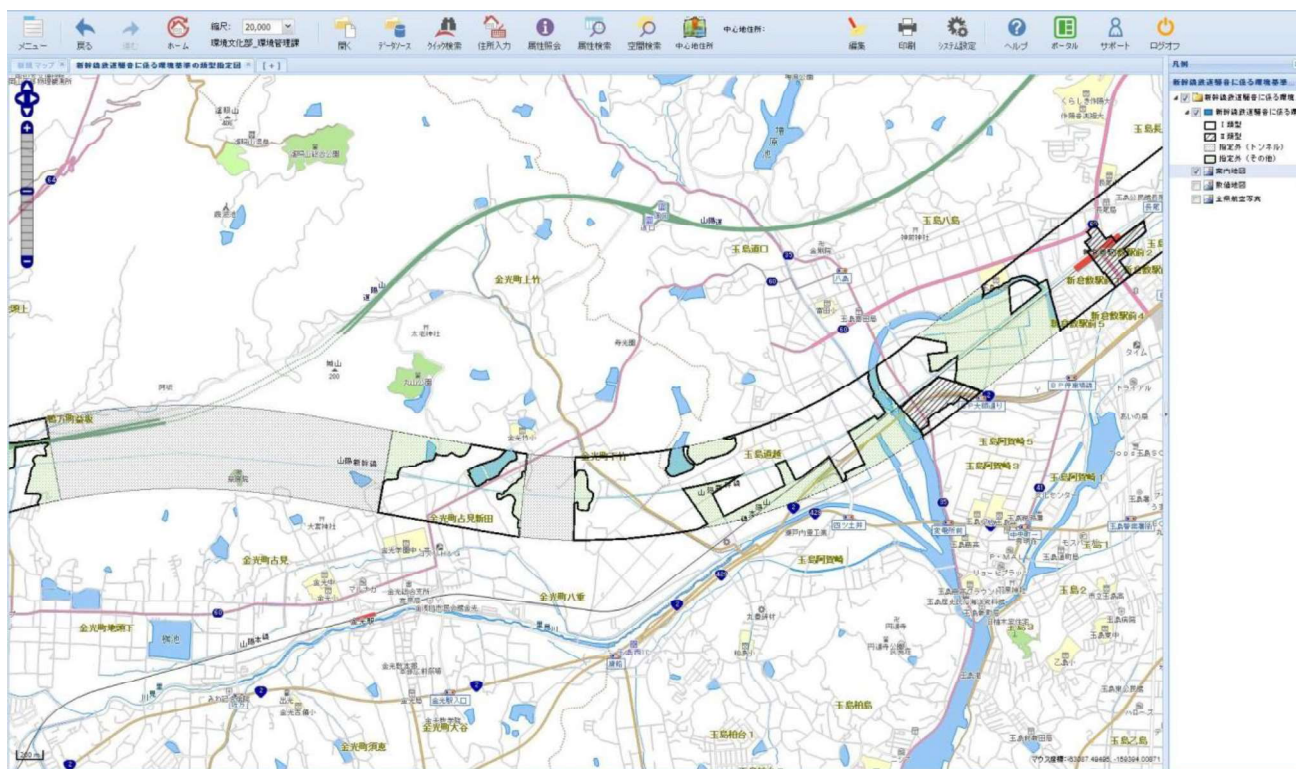
用途地域の有無	主な内容
用途地域が定められている地域	用途地域の指定状況に応じた変更
用途地域が定められていない地域	住居が存在する地域の追加 住居が存在しない地域（山林、河川、農用地等）の除外※

※現行でも除外等している規模と同等以上のもの。

4 類型指定図の公開

現行では、岡山県（環境管理課）及び関係市町に備え置いて一般の縦覧に供しているが、利便性の向上等に資するよう「おかやま全県統合型 GIS」にも掲載し、インターネット環境があれば、即時に場所を問わず閲覧できるようにする。

(イメージ図)



5 今後の予定

今回の見直しに係る予定は、次表のとおりである。なお、今後は処理基準に基づき概ね5年ごとに見直しの必要性を検討する。

年月日	内容
R5.2月下旬	岡山県環境審議会からの答申
R5.3月中旬	県公報への告示
R5.3.31	県告示の施行
同上	おかやま全県統合型GISでの類型指定図の公開開始

用途地域

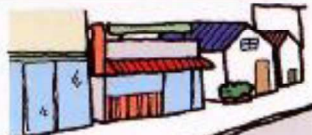
用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類あります。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決まります。表紙の都市計画図のように、地域の目指すべき土地利用の方向を考えて、いわば色塗りが行われるわけです。

第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所が建てられ、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



土に建住宅のための地域です。小中学校などのほか、150坪以下の一定の施設などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。高層、大層、500坪以下の一定の施設などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



中に中高層住宅のための地域です。高層、大層などのほか、1,500坪以下の一定のお店や事務所など必要を必要施設が建てられます。

第一種住居地域



住居の集積を許すための地域です。3,000坪以下の店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



土に建住宅の集積を許すための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の両側に、自動車交通の妨げのないよう、これと密着した住居の集積を許すための地域です。

田園住居地域



農業と密着した低層住宅の集積を許すための地域です。住宅に加え、農産物の集積所などが建てられます。

近隣商業地域



その周辺の住居が日用品の買物などを許すための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



土に建工業の二層やサービス施設等が建てる地域です。軟弱性、汚濁発生が大きい工場などは、ほとんど建てられません。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅や小規模の工場も建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



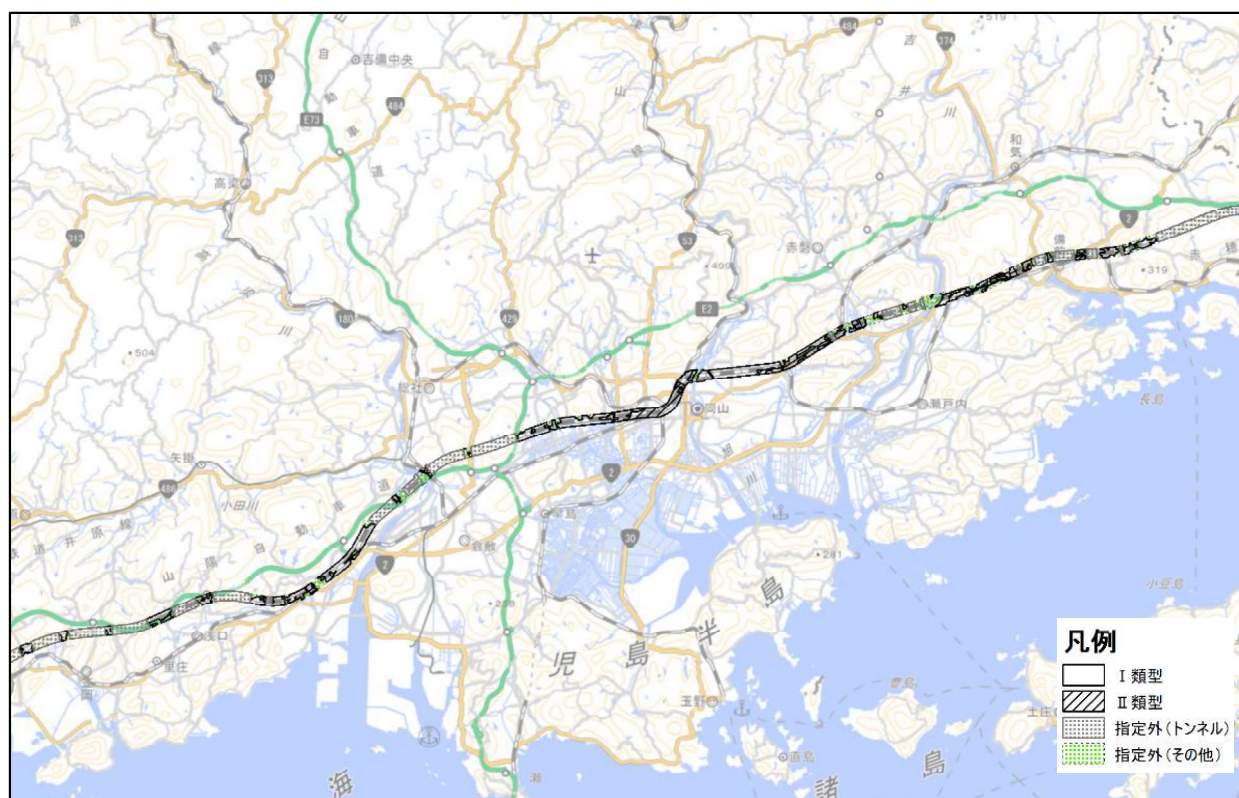
工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

●特別用途地区

特別用途地区は、用途地域を補完する地域地区で、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など、特別の目的の実現を図るために指定します。特別用途地区内では、条例を定めることで、用途地域による全国一律的な用途の制限を修正するものです。

市町村が、地域の特性に応じて、用途地域による用途制限の強化または緩和を定めることができます。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域図（全域）



新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型をあてはめる類型指定に係る新旧対照図（例示）

